

大津町中小企業省力化機器等導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人手不足により、事業機会の損失に直面している町内の小売業、宿泊業、飲食サービス業及び生活関連サービス業等を営む中小企業者に対し、省力化設備の導入を支援することにより、人手不足下においても顧客需要に対応できる体制の整備を支援し、中小企業者の経営安定、生産性向上、事業継続及び地域経済の活性化を図るため、大津町中小企業省力化機器等導入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大津町補助金交付規則（昭和60年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 事務所等 町内の中小企業者が事業のための占有施設として所有又は賃借している町内に所在する事務所又は店舗のうち、店舗名（屋号）を掲げ、常設的に事業を行っているものをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 大津町内に事業活動及び経営管理の中心となる主たる事務所又は事業所を有する中小企業者であること。
- (2) 日本標準産業分類における小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業又はその他町長が適当と認める業種を営む中小企業者であること。ただし、前段に掲げる業種のうち、日本標準産業分類における「管理、補助的経済活動を行う事業所」に分類される事業所は除く。
- (3) 町税の滞納がないこと。
- (4) 大津町からの指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 事業主又は役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3

年法律第77号)第2条第2号から第5号に規定する暴力団等若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象事業者が町内に所在する事務所等で実施する当該補助金の目的に沿って取り組む事業であつて、別表1に定める機器・ソフトウェア等(以下「補助対象機器等」という。)の導入による省力化に資する事業とする。

2 補助対象事業を実施する期間は、第8条に定める交付決定を受けた日から、当該年度の末日までとする。

3 補助対象事業は、第8条第1項の規定による交付決定後に着手しなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、令和8年4月1日から令和8年6月30日までの間に着手した事業については、この要綱に定める要件を満たすものとして町長が適当と認めるときは、交付決定前に着手したものであつても、補助対象事業とすることができる。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に係る別表2に掲げる経費のうち、前条第2項に規定する期間内(同条第4項の適用を受ける事業にあつては、令和8年4月1日から当該年度の末日まで)において発生するものであつて、当該期間内に事業の実施及び支払いがすべて完了するものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象経費の対象外とする。

(1) キャッシュレス決済に係るシステム及び決済機器の導入経費

(2) 会計ソフトウェア導入経費

(3) 当該補助金以外に国、県、市町村等の公的支援を受けた経費

(4) 町外の店舗に機器等を導入する取組に係る経費

(5) 既に導入している機器等の入替え又は更新に係る経費

(6) 中古品の購入費、原材料及び消耗品の購入に係る経費、人件費、食材費、不動産購入費、施設の新設、増築若しくは取得に係る経費、施設の保守管理費、水道光熱費、金融機関などへの振込手数料、家賃(保証金・共益費・地代含む)、保険料、交際費(飲食・接待)、公租公課及び当該補助制度と整合性がない経費

- (7) 既存機器等の撤去、修理又は改修に係る経費及び処分費
- (8) 汎用性があり、他の用途に使用可能なものについては、その購入費を対象外とする。ただし、補助対象機器等の導入と併せて必要な場合に限り、補助対象機器等の購入費用の2分の1を上限として、対象とすることができる。
- (9) 予備的又は将来的に備えるための経費
- (10) 贈与又は転売を目的とした経費
- (11) 当該補助金の申請者の親会社又は子会社などの関連会社（申請者と資本関係（連結決算等）のある会社、役職員を兼任している会社若しくは代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引に係る経費
(補助金の額)

第6条 補助金額は、別表2の区分により算出した額とし、町長は、補助対象事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 当該補助金は、同一年度内において補助対象事業者1者につき、1回限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金を受けようとする者は、大津町中小企業省力化機器等導入支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 省力化確認票（別紙3）（別表1に定める補助対象機器等の内、「その他の人が行う業務を代替できる機器、ソフトウェア等」を導入した場合）
- (4) 履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は住民票の写し）
- (5) 直近の確定申告書又は住民税申告書の写し（創業後初回の申告を終えていない事業者は除く。）
- (6) 創業後初回の税の申告を終えていない法人にあっては町に提出した法人設立設置届書の写し（個人事業主にあっては開業届の写し）
- (7) 事業実施の内容や見積書等の金額が分かる資料
- (8) 導入する機器又はソフトウェア等の概要がわかるもの（導入する機器の仕様

書又は製品等のカタログ等の写し)

(9) 施設改修や設置を伴う場合は、改修箇所及び設置箇所の現況写真

(10) 町税の滞納がないことの証明書(納税証明書等)ただし、本町に納入すべき税等がある場合で、補助対象事業者が納税情報の内部利用に同意するときは、添付を省略することができる。

(11) その他、町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、2月末日までに行わなければならない。

(交付の決定)

第8条 町長は、補助対象事業者から前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、大津町中小企業省力化機器等導入支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金の不交付を決定したときは、大津町中小企業省力化機器等導入支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請をした者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助対象経費以外の経費と混合されており、補助対象経費との区別が明らかでないと判断するものは、補助対象経費から除外し、交付の決定をする。

4 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助対象事業の内容変更)

第9条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた事業者(以下「交付決定事業者」という。)が当該交付決定に係る補助対象事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ大津町中小企業省力化機器等導入支援補助金補助事業変更承認申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて町長に申請し、町長の承認を受けなければならない。ただし、各経費区分の20%以内の増減等の軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付決定額の増額は認めない。

3 町長は、第1項の申請書の内容を審査し、その結果を大津町中小企業省力化機器等導入支援補助金補助事業変更承認(不承認)通知書(様式第5号)により補助事業者に通知する。

(事業の中止又は廃止)

第10条 交付決定事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに、大津町中小企業省力化機器等導入支援補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定事業者は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、大津町中小企業省力化機器等導入支援補助金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 実績報告書（別紙4）
- （2） 収支決算書（別紙5）
- （3） 補助事業の支払を証する書類
- （4） 補助事業の実施がわかる写真等（補助対象機器等を設置した写真又はソフトウェア等については導入したソフトウェア等の起動画面及び使用している様子の写真等）
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書により、補助対象経費が交付申請書に記載した予定額より増額となっても、交付決定通知書に記載した補助金の額は増額しないものとする。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、交付決定事業者から前条に定める実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定事業者に対し大津町中小企業省力化機器等導入支援補助金交付確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び支払い）

第13条 前条の確定通知を受けた交付決定事業者は、大津町中小企業省力化機器等導入支援補助金請求書（様式第9号）により、町長に補助金を請求しなければならない。

2 町長は、前項の請求があった日から起算し30日以内に補助金の支払いを行わなければならない。

（財産の管理及び処分）

第14条 交付決定事業者は、事業が完了した後も、当該事業により取得した財産（以

下「取得財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

- 2 交付決定事業者は、取得財産を補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸付け、廃棄、又は担保に供してはならない。
- 3 前項の財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一及び別表第二に規定する耐用年数によるものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された財産等を処分しようとするときは、交付決定事業者は、大津町中小企業省力化機器等導入支援補助金財産処分承認申請書（様式第10号）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- 5 交付決定事業者は、やむを得ない場合を除き、当該承認に係る取得財産を処分したときは、当該財産に係る補助金額を返還しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 町長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 補助金の申請に偽り又はその他不正行為があったとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、町長が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、大津町中小企業省力化機器等導入支援補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、当該交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 町長は、第14条第5項の規定により補助金の返還を要する場合又は前条による取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、大津町中小企業省力化機器等導入支援補助金返還命令書（様式第12号）により、期間を定めて既に交付した補助金の返還を命ずることができるものとする。

（報告及び調査）

第17条 町長は、補助事業の成果及び必要と認める事項について、交付決定事業者に対し報告を求め、かつ、調査することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(適用期限)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1（第 4 条関係）補助対象事業

補助対象機器等
自動精算機（セルフレジ）、券売機、自動チェックイン機、食器洗浄機、 配膳ロボット、調理ロボット、セルフオーダーシステム、 その他の人が行う業務を代替できる機器、ソフトウェア等

※汎用性があり、他の用途に使用可能なものについては、補助対象機器等の導入と併せて必要な場合に限り、その購入費を対象とする。

別表 2（第 5 条及び第 6 条関係）補助対象経費、補助率、補助限度額

区分	補助対象経費	補助率、補助限度額
①別表 1 に定める補助対象機器等を購入する場合	購入費、工事費、その他町長が必要と認める経費 （汎用性があり、他の用途に使用可能なものの購入費については、補助対象機器等の導入と併せて必要な場合に限り、補助対象機器等の購入費用の 2 分の 1 を上限として、その購入費を対象とする。）	補助対象経費の 2 分の 1 30 万円
②別表 1 に定める補助対象機器等をリース又は利用する場合	リース費、利用料、工事費、その他町長が必要と認める経費	補助対象経費の 2 分の 1 10 万円

※上記の区分をあわせて申請する場合の補助額は 30 万円を限度とする（うち、リース又は利用する場合の上限額は 10 万円）